

# 恵那市認知症高齢者等あんしん見守り登録事業のご案内 「個人賠償責任保険加入事業」

## 【個人賠償責任保険加入事業とは】

認知症の人が日常生活における偶然な事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する個人賠償責任保険について、恵那市が契約者となり、保険加入することで、認知症の人及びその家族が地域で安心して生活し、外出することが出来る環境を整備するために実施する保険事業です。

### 加入要件

恵那市民で在宅生活者のうち、「恵那市認知症高齢者等あんしん見守り登録」の登録者であり、以下の4つの条件のいずれかを満たす方。

1. 介護保険における主治医意見書で「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上」及び「障害高齢者の日常生活自立度自立、Jランク」と確認できる者
2. 65歳以上で医師により認知症と診断を受けた者
3. 40歳以上で医師により若年性認知症と診断を受けた者
4. 市長が認めた者

★ご自身(ご家族)が要件を満たしているかは、恵那市地域包括支援センター又は、恵南包括支援センターにお越しいただくことで確認が可能です。

### 補償の対象者

1. 上記の加入者要件を満たす方(以下「ご本人」)
2. ご本人の配偶者
3. ご本人または配偶者の同居の親族
4. ご本人または配偶者の別居の未婚の子
5. 上記1～4のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合には、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(責任無能力者の親族に限る)

### 費用は無料

保険料は市が負担します。  
(市が保険契約者となります)

### 保険金額

上限**1億円**  
(自己負担はありません)

### 問合せ

恵那市 高齢福祉課 地域包括支援センター

Tel:0573-26-2111 Fax:0573-25-7294

三井住友海上火災保険株式会社 岐阜支店東濃支社

Tel:0572-23-7105 Fax:0572-23-7087

## 個人賠償責任保険の概要

項目	内容
保険の概要	保険の対象となるご本人やそのご家族等が、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。
主な保険金の種類	日常生活賠償保険金 ア 被害者への治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料 等 イ 財物の修理代 等 ウ 裁判になった時の訴訟費用 等 エ 線路への立ち入り等で電車等を運航不能にさせてしまった際の遅延障害など
示談交渉の有無	本保険には示談交渉サービスがセットされます。

### 主な事故例

保険の対象となるご本人やそのご家族等が、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※自動車・原動機付自転車の事故は対象外となります。

誤って他人の自転車を壊してしまった。



レストランで食事中に、誤って椅子を汚してしまった。



お店の陳列品を過って落として壊してしまった。



事故が起こった場合は、**恵那市地域包括支援センター**までご連絡ください。

\* 保険に加入している旨とご本人のお名前をお伝えください。

恵那市 高齢福祉課 地域包括支援センター

Tel:0573-26-2111 Fax:0573-25-7294